

第3回青森地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和7年8月12日（火）午後1時30分～午後1時50分

2 場 所 青森合同庁舎 4階共用会議室

3 出席者

【委員】	公益委員	飛鳥委員	石岡委員	渋谷委員	森宏之委員	
	労働者委員	秋田谷委員	中野委員	野坂委員	保土澤委員	
	使用者委員	小山内委員	小山田委員	菅委員	藤井委員	松山委員
【事務局】	角井労働局長	上野労働基準部長	吉田賃金室長	篠原補佐	村山賃金係長	

（事務局 室長補佐）

皆さん、お疲れ様です。ただ今より令和7年度第3回青森地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の委員の出席状況ですが、森理恵委員、相馬委員が都合により欠席されておりますが、定足数に達していることを御報告いたします。

また本日の審議会は公開となっていることから、傍聴人の募集公示を行ったところ、7名の傍聴申込があり、6名の方が会議を傍聴していることを御報告いたします。

それでは以降の議事進行につきまして、石岡会長、よろしくお願いします。

（石岡会長）

それではよろしくお願いします。

まず議題の1番、青森県最低賃金専門部会における審議状況についてです。青森県の最低賃金の改正につきましては、8月6日から専門部会において金額審議を続けてまいりました。しかし、本日の午前中に開催した第5回の専門部会におきましても、労使の意見の隔たりが大きく、結審に至ることができませんでした。

青森県最低賃金の改正に関する専門部会の審議が結審していないため、本日は青森県最低賃金の改正決定について答申を行うことは残念ながらできないという状況でございます。

現在の専門部会の審議の状況については、事務局から説明をお願いできますか。

（事務局 賃金室長）

事務局から専門部会の審議状況について御説明させていただきます。

8月5日の第2回審議会におきまして、中央最低賃金審議会の目安をお伝えし、翌6日から本日午前まで、4回にわたり専門部会を開催し、真摯な議論を重ねてまいりましたが、これまでのところ労働者側委員は、「物価が高騰しており最低賃金近傍の賃金で働く労働者の生活が苦しい」、あるいは「若者が定住するためにも地域間格差の解消が必要」ということなど

から、これまでのところ 82 円の引上げを主張しております。

また、これに対しまして使用者側委員は、「県内の中小規模の企業の経営が厳しいという状況にある」、このこと等から 39 円の引上げを主張しているところです。

その差は 43 円と、未だにかなり大きいということから更なる審議が必要と判断され、本日、結審に至ることができませんでしたことを御報告させていただきます。

(石岡会長)

ということでございますが、何か現在の状況について御質問等はございませんか。

よろしいでしょうか。

というわけで、専門部会の議論がまだ煮詰まっておりませんで、結審に至っておりませんので、今度は今月の 21 日に次の専門部会を開催し結審を目指したいと考えております。

また、事務局にお願いですけれども、本日午前中の専門部会でもお願いいたしましたが、統計資料などについて調査をお願いしたいと思っておりますので、資料の作成方、よろしくお願いいたします。

それから今後の審議の予定について、また事務局から説明していただけますか。

(事務局 賃金室長)

資料でございますが、資料目次がついているものの資料 No. 2、ページは 4 ページでございます。こちらを御覧いただきたいと思います。

本日、8 月 12 日、第 5 回専門部会で結審が行われなかったため、第 6 回専門部会を 8 月 21 日木曜日、10 時から、ここ 4 階会議室で開催いたします。同日 8 月 21 日午後 1 時半から本審を開催して、ここで答申をいただきたいというふうに考えているところでございます。

答申をいただいた場合には、異議申出期間を経まして異議がありました場合には 9 月 8 日に第 5 回審議会を開催して、異議についての審議を行う予定というふうになっております。

以上でございます。

(石岡会長)

ということで、この日程で審議を行うということで確認したいと思いますが、何か御意見等はございませんか。

よろしいですか。

ではそういうことで進めたいと思います。

それでは次に議題の 2、青森県特定産業別最低賃金改正決定の必要性の有無についてですが、事務局から説明をお願いします。

(事務局 賃金室長)

詳細につきましては諮問の後に説明をさせていただきますが、産業別最低賃金、3 業種につきまして、7 月 25 日及び 31 日に申出書の提出があり、申出の要件を満たしていることから、これを受理しておりますことを御報告させていただきます。

(事務局 室長補佐)

それでは、ここで産業別最低賃金の改正必要性の有無について、角井局長より石岡会長に対しまして諮問をさせていただきます。

(局長)

青森県特定最低賃金の改正決定の手續の必要性の有無について。

令和7年7月25日付けをもって、申出代表者日本基幹産業労働組合連合会青森県本部委員長石崎尚人ほか1者、令和7年7月31日付けをもって、申出代表者全日本自動車産業労働組合総連合会青森地方協議会議長小笠原裕介から最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、下記3業種の産業別最低賃金改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

一つ、青森県鉄鋼業最低賃金

二つ、青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

三つ目は、青森県自動車小売業最低賃金

よろしくお願いします。

(事務局 室長補佐)

諮問文の写しを各委員のお手元にお配りいたしましたので参照ください。

(石岡会長)

それでは、この産業別最低賃金の改正について、一括して事務局から説明をお願いします。

(事務局 賃金室長)

それでは改正の流れ、申出状況等につきまして説明をさせていただきます。

はじめに、産別最賃の改正手続きについて説明をさせていただきます。別冊資料（産別最賃関係資料）を御覧いただきたいと思います。

めくって1ページを御覧いただきたいと思います。1の改正の申出の意向表明でスタートして、最後11番、効力発生まで、主な産別最低賃金の手続の流れを記載してございます。

今日、3番ということで、必要性についての調査審議の諮問がございました。産業別最低賃金につきましては、その必要性の有無と金額改定等について2段階にわたって審議会の調査審議を経ることを要するという事になってございます。

日程につきましては、次の2ページでございますけれども、これ、誤りがございましたので差替えになっております。1枚、差替えがございますので、こちらの方で御確認いただきたいと思います。

以前、お送りした案からは一部変更がございますが、こちらの審議日程で確認をいただきたいと思います。

次に、先ほどの資料の 5 ページでございます。

産業別最低賃金の申出の状況についてでございます。産業別最低賃金改正申出状況につきまして、産業別最低賃金 3 業種の改正の申出書の状況を一覧表にしたものでございます。申出は、こちらにございますとおり鉄鋼業と電気機械器具等製造業については 7 月 25 日、自動車小売業については 7 月 31 日に提出されております。

また委員には申出書と企業内最低賃金額の一覧表を配付してございます。こちらにつきましては各個別企業の情報等も記載されておりますので、委員限りの配付とさせていただきます。

申出書の審査にあたりましては、適用労働者数に対する申出労働者数でございます。こちら、各業種とも要件であります 3 分の 1 を超えていることと、改正決定の申出のための必要な形式要件を具備しているということを審査の上、受理しておりますことを改めて御報告させていただきます。

次に、先ほどの産別の方の資料の 3 ページでございます。検討小委員会の設置運営についてでございます。

産業別最低賃金の改正の必要性の有無の審議にあたりましては、検討小委員会を設けまして、その中で審議をさせていただくということとしてございます。検討小委員会でございますが、この資料の 3 ページ、これは昨年度の検討小委員会の委員の名簿でございます。昨年度はこの委員の方々に必要性の有無を御検討いただいたということでございます。

また検討小委員会では、申出人と参考人から意見聴取を行っております。

次の 4 ページでございますが、こちらが昨年度、昨年度は 4 業種ございましたが、4 業種の申出人、参考人の方々の名簿になってございます。

今年は、先ほど見ていただいた差替えになりました案のとおり、今年は 9 月 9 日に意見聴取とこの検討小委員会での検討を予定しておりますので、労使各側におかれましては申出人又は参考人を御推薦いただき、できれば 8 月 20 日までにメール等により事務局まで御連絡をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、今年度の検討小委員会における意見聴取日程は、6 ページのとおりとさせていただきます。推薦をいただいた申出人、参考人に対しましては、事務局から意見聴取メモをお送りさせていただきますので、20 日から 1 週間頃の 8 月 27 日までを目途に作成、提出等をお願いする予定としております。メモの様式は昨年度と同様、7 ページのとおりとなっております。

検討小委員会で必要性の審議をいただき、必要性がありとされた場合でございます。資料、1 枚戻りまして 5 ページでございます。検討小委員会の後、必要性ありの答申をいただきますと、同日、改正決定の諮問を実施する予定でございます。この諮問を受けまして専門部会を設置して、この専門部会において審議をいただくということになります。

この専門委員の推薦準備につきましても、併せてお願いしたいと思います。これは諮問になりましたら推薦公示をさせていただきます。各労使団体にもお知らせさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

例年同様となりますが、今年は改正の諮問が 16 日で、最初の専門部会が 10 月 1 日となっ

てございまして、公示期間の関係からも日程に余裕がありませんので、部会委員の人選につきましては早めに御準備をいただきたいというふうに思っております。

事務局からの説明は以上でございます。

(石岡会長)

ありがとうございました。

何か御質問等ございますか。

よろしいでしょうかね。それでは労働局長から諮問がありましたので、例年とおり、産別の検討小委員会を設けまして、必要性の有無について審議することといたしますが、まず検討小委員会の委員の選任を行いたいと思います。

公益委員につきましては、私の他に森宏之委員、森理恵委員を指名させていただきます。労使の委員についてはいかがいたしましょうか。

(秋田谷委員)

労働者代表委員につきましては、私の他に中野隼、野坂聡子、3名でしたいと思います。

(石岡会長)

はい、分かりました。使用者側は？

(小山田委員)

松山委員、菅委員、そして私、小山田でございます。

(石岡会長)

はい、ありがとうございました。

それでは指名された委員の皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

その他、日程等について何か質問はありませんか。

よろしいでしょうかね。

はい、それからその他、事務局の方から何かありますか。

(事務局 賃金室長)

今日は特にございません。

(石岡会長)

他に委員の皆さんの方から何か御意見等、あるいは質問等はございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、そういうことで産別の方も進めていきたいと思います。また地賃ですね、青森県最低賃金の方については、引き続き専門部会で議論をし、何とか落としどころを見つけて結審まで導いていきたいと思います。どうぞ、皆さんの御協力をお願いいたします。

それでは本日の審議会はこれをもって終了したいと思います。
どうもお疲れ様でした。